

みずほリサーチ 2020 October

みずほ銀行
みずほ総合研究所

●コロナ特需の“不都合な真実”…………… 1	●期待されるRCEPの年内署名…………… 3
— マスクなどの需要増によるGDP押し上げ効果は輸入増で相殺 —	— まずはインド抜きのRCEP15でのスタートも —
●デジタル人民元の真の狙いとは…………… 2	●英国では好評、「Go To Eat」キャンペーン…………… 4
— 中長期的には、人民元国際化の一端を担う —	●ジョブ型雇用…………… 4

日本経済

コロナ特需の“不都合な真実”

— マスクなどの需要増によるGDP押し上げ効果は輸入増で相殺 —

ウィズコロナが数年程度続くとの懸念が高まる中、これに対応する新しい生活様式が模索されている。例えば、感染拡大防止のためにマスクが常用されるようになり、緊急事態宣言解除後も在宅勤務の活用が推進されている。

このような新しい生活様式への移行により、家計の消費パターンにも変化が起きている。居酒屋やカラオケでの宴会や旅行の自粛が続くなどサービスへの出費が手控えられる一方、消費財の落ち込みは相対的に軽微だ。中でも、感染防止グッズとしてマスクへの需要が急増し、一時は通販サイト等において、価格が急騰したことは記憶に新しい。また、1人当たり10万円の特別定額給付金の後押しもあり、在宅時の使用頻度が高まったノートPCやゲーム機の品薄状態が続いている。

こうしたコロナ特需による消費の押し上げは、ウィズコロナの中で日本経済を下支えする数少ない明るい材料として取り上げられることが多い。実際、家電量販店やドラッグストアでは、売上高が前年を上回る店舗も多いようだ。

しかし、コロナ特需が発生している品目の多くは、日本国内で生産されていないため、実は中国からの輸入が急増中だ。例えば、マスクの国内自給率は23%程度と低いため、国内生産分だけでは需要の増加に

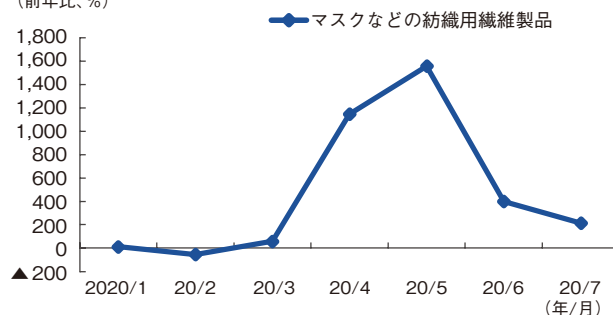
対応できず、中国からの輸入は4～5月に前年と比べて10倍以上に急増した(図表)。その結果、マスク特需によるGDPの押し上げは極めて限定的となった。なぜなら、消費者のマスク購入は内需の増加としてGDPを押し上げる一方、同時に輸入の増加によってGDPが押し下げられ、内需の増分が相殺されるからだ。

現在、日本政府は国内への生産回帰を支援するサプライチェーン補助金を導入して、国内生産体制の増強を図っている。今後、国内回帰がどの程度進んでコロナ特需を取り込むことができるのか、注目だ。■

みずほ総合研究所 経済調査部
主任エコノミスト 宮嶋貴之
takayuki.miyajima@mizuho-ri.co.jp

●中国からのマスク輸入額

(前年比、%)



(注) マスクだけでなくスーツカバーや紙糸製織物のかご、毛布製のかい巻きなども含まれる。

(資料) 財務省「貿易統計」より、みずほ総合研究所作成

デジタル人民元の真の狙いとは

— 中長期的には、人民元国際化の一端を担う —

日本では、9月から消費活性化に加え、マイナンバーカードやキャッシュレス決済の普及促進を目的としたマイナポイント事業が始まった。キャッシュレス決済の利用によって、特典であるマイナポイントが付与されることから、マイナンバーカードの発行は徐々に増加している。新型コロナウイルスによる非接触型決済ニーズの高まりもあって、電子決済は普及しつつあるが、その流れを後押しするものと期待されている。

さて、キャッシュレス決済といえば、先行する中国のイメージが強いのではないだろうか。人口の85%以上がモバイル決済を利用しているともいわれ、スマートフォンさえあれば買い物には困らないといっても過言ではない。その中国で、キャッシュレス化の最終章ともいえるデジタル人民元（中央銀行によるデジタル通貨）の検討が、世界に先んじて進められている。具体的には、現金がその機能を維持したままデジタル化され、スマートフォン等を通じて利用できる仕組みである。一般的なデジタル通貨発行のメリットとしては、決済における利便性の向上、紙幣や硬貨の発行・保管・輸送コストの削減、マネーロンダリングを始めとする不正の防止効果等が挙げられる。これまでに発表された情報を踏まえれば、デジタル人民元においても同様のメリットが享受できると考えられる。また、銀行口座の開設が無くとも利用できることが想定され、金融包摂の観点からも意義があるとみられる。

中国におけるデジタル人民元の発行に向けた取り組みは、今に始まったものではなく、2014年から研究に着手している。2017年には専門機関であるデジタル通貨研究所を設立したほか、去年はデジタル通貨発行に備えた対応とみられる暗号法が成立するなど、発行に向けた準備が着々と進められている。

足元では、デジタル人民元の実用化に向けた動き

も出ている。報道によると、中央銀行である中国人民銀行は、深セン、蘇州、雄安新区、成都の4地域と2022年冬季オリンピック会場を、デジタル人民元の試験地域と指定し、既に一部で試験運用が始まっている。

もっとも、中央銀行によるデジタル通貨の発行については、中国のみならず世界各国で検討や研究がなされている。日本においても、日銀が専門チームを設け、研究・検討を本格化している。ただし、実用化に向けた動きを比較すると、中国が一步リードしている感は否めない。

こうしたなか、近年の米中対立の先鋭化を踏まえて、デジタル人民元の「野望」、すなわち真の狙いは、人民元の国際化を加速することとの指摘がある。確かに、中国は広域経済圏構想「一帯一路」の推進や、独自の国際決済システムであるクロスボーダー人民元決済システム（CIPS）の運用拡大など、人民元の国際化に向けた取り組みを着々と進めている。そのため、中長期的にみれば、デジタル人民元がその一端を担う可能性もある。

しかし、人民元が国際化するためには、デジタル人民元という決済手段よりも、資本取引規制を始めとする現在の枠組みを見直す必要がある。これには、為替の自由化や資本市場の高度化など、越えるべきハードルは多く、短期的に進むとは考えにくい。そのため、たとえデジタル人民元が実用化されても、当面は中国内での小口決済が中心とみられる。デジタル人民元が抱く野望の行く末は、実用化へのステップはもちろん、人民元の国際化にかかる規制緩和のスピード感がカギを握るといえよう。■

みずほ総合研究所 アジア調査部
主任研究員 伊藤秀樹
hideki.ito@mizuho-ri.co.jp

期待されるRCEPの年内署名

— まずはインド抜きのRCEP15でのスタートも —

ASEAN(東南アジア諸国連合)10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの計16カ国が参加して行われているRCEP(東アジア地域包括的経済連携)交渉が大詰めを迎えている。来月開催予定の首脳会合での署名が期待されているが、16カ国揃っての署名はもはや望み難い。署名されたとすれば、それはインド抜きのRCEP(RCEP15)になるだろう(図表)。

昨年11月の首脳会合でRCEP交渉が大筋で合意に至った際、インドは交渉からの離脱の意向を示した。日本を含む残りの15カ国は交渉復帰を働きかけてきたが、インドがその後の交渉や閣僚会合に参加することとはなかった。交渉参加国は現在、インドを含む合意を目指して交渉をさらに続けるか、まずはインド抜きの15カ国で署名・発効を進めるかの選択を迫られている。

インドの離脱は、RCEPにとって大きな痛手である。インドはRCEP参加国のうち、GDPで約1割、人口で4割弱を占め、その離脱の経済的影響は大きい。企業がインドを含めたサプライチェーンを構築する際にRCEPを活用することも難しくなる。

また、米中対立が激しくなる中、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現を外交・安全保障戦略の柱の一つとする日本にとり、インドが不参加となれば、RCEPの戦略的意義が大きく低下することは免れない。そのため、インドのRCEP交渉復帰を最も強く望んでいるのは日本であるとみられている。

しかし、RCEP交渉の合意内容に関する国内の不満、新型コロナウイルスの感染状況、国境紛争や大きな貿易赤字を抱える対中関係等を鑑みれば、インドが早期にRCEP交渉に復帰することは見込み難い。あくまでもインドを含む合意を目指し、開始からすでに7年超を経た交渉をさらに続けるとなれば、交渉参加国のRCEPへの関心自体が薄れてしまいかねない。イ

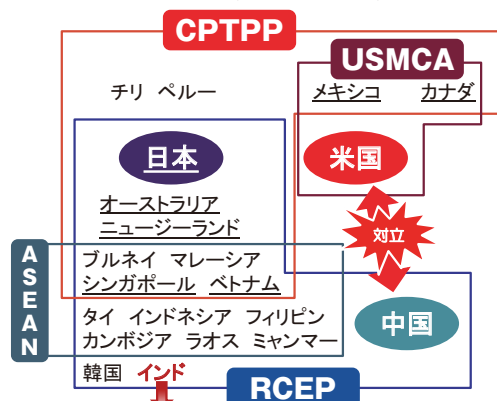
ンドの交渉復帰が短期的に見通せない以上、インド抜きでもRCEP15の署名・発効を目指すべきだろう。RCEP15が発効し、不参加のデメリットが明らかになることが、インドのRCEP復帰への近道になるのではないかな。

RCEP15に署名する場合でも、貿易円滑化など、RCEP合意内容のうちインドも合意できるものについては16カ国での合意を目指すのも一策だろう。また、インドの復帰に資する協力を強化することも重要である。これについては、9月の日豪印経済大臣会合で打ち出された、インド太平洋地域におけるサプライチェーン^{きょうしん}強靱化のための地域協力イニシアティブが注目される。同イニシアティブは、同地域の他国にも参加が呼びかけられており、RCEP15との相互補完による効果の発揮とともに、インドのRCEP復帰の呼び水になることも期待される。

来月の首脳会合でRCEP15となっても署名できるかどうかは日本の意向によるところが大きい。発足間もない菅義偉政権にとり、通商戦略上迫られる最初の大きな決断となるだろう。■

みずほ総合研究所 政策調査部
主席研究員 菅原淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

●日本を取り巻く広域FTA(自由貿易協定)



(注)下線はCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、TPP11)発効国。USMCA(米墨加協定)は2020年7月発効。
(資料)みずほ総合研究所作成

英国では好評、「Go To Eat」キャンペーン

日本では、「Go To Travel」キャンペーンに続き、「Go To Eat」キャンペーンが始まった。同キャンペーンは「25%のプレミアム付き食事券」の販売と、「オンライン飲食予約への最大10,000円分のポイント付与」の二つの事業からなる。販売は2021年1月末まで、有効期限は2021年3月末までで、二つの事業合計で1,534億円の給付金が予定されている。

実は英国でも類似の飲食店支援が2020年8月に行われた。支援策は「Eat Out to Help Out(支援のために食べに行こう)」と呼ばれ、日本の「Go To Eat」と趣旨は同じだ。ただし内容は異なり、アルコールを除く飲食が50%オフとなるが、割引額は最大で10ポンド(約1,400円)である。

キャンペーン期間は8月3～31日と短かったが「Eat Out to Help Out」は盛況で、英政府によれば、

6,400万食が提供されたという。仮に一食10ポンドの支援が行われたとすれば、財政支出額は6億4,000万ポンド(約910億円)となる。これは英国家計の年間の外食・ホテル関連支出の約0.5%に相当する。1カ月の短期集中キャンペーンであるが、瞬間風速としてのインパクトは大きい。

英国では、一部のレストランが9月以降も自社負担でキャンペーンを継続している。「9月もキャンペーン継続を」という政府へのオンライン嘆願は10,000件を超えた。日本では「Go To Eat」キャンペーンがこれから本格化する。英国同様の盛況が、各地で期待されている。■

みずほ総合研究所 欧米調査部
上席主任エコノミスト 吉田健一郎
kenichiro.yoshida@mizuho-ri.co.jp

🔑 今月のキーワード

ジョブ型雇用

Q:「ジョブ型雇用」とは何ですか。

A: 責任範囲や必要なスキルが明確文化されたジョブディスクリプション(職務定義書)に基づき、仕事に対して能力や経験に見合った最適な人材を配置する雇用形態です。

これまでの日本では、新卒で一括採用した社員を長期的視点で育成し、様々な職務を割り当てる、「メンバーシップ型」雇用が主流でした。終身雇用、年功序列を前提としており、高度経済成長期には、安定的な労働力確保を通じて、競争力を向上させる上で好都合でした。

Q:なぜ注目されているのですか。

A: 近年は終身雇用の維持が危ぶ

まれていることに加え、グローバル化、デジタル化の進展に伴って、国際的な競争も激化し、求められる人材のスキルが刻々と変化しています。

そのような状況下で、新型コロナウイルスへの対応を契機に、テレワークを導入する企業が増加しました。テレワークが普及すると、労働時間の対価として報酬を支払う従来型のメンバーシップ型雇用では、公正な人事評価が難しくなります。そこで、成果を基準に評価するジョブ型雇用に注目が集まっているのです。

Q: ジョブ型雇用のメリット・デメリットは何ですか。

A: 企業からみると、職務に応じた専門スキルを持つ人材が確保しやすいメリットがあります。ただし、欠員が出た際に組織内での柔軟な人員調整ができず、マルチスキル人材の育成が難しいというデメリットもあります。従業員からみると、職務の成果に対して報酬を得られる点は合理的ですが、スキルは自己研鑽^{けんさん}で培うことが基本になります。また職務自体がなくなった場合は解雇されることもあり得ます。■

みずほ総合研究所 経済調査部
揚原由子
yuko.agehara@mizuho-ri.co.jp

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。